

北里大学大学院医療系研究科と東京大学大学院理学系研究科との間における
特別研究学生交流に関する覚書

令和2年5月31日北里大学と東京大学との間で取り交わした協定書に基づく、北里大学大学院医療系研究科と東京大学大学院理学系研究科との間における特別研究学生交流に関しては、この覚書により実施するものとする。

- 1 両大学大学院の特別研究学生交流は、北里大学大学院医療系研究科と東京大学大学院理学系研究科（以下「両研究科」という。）との間で実施するものとし、対象学生は当該研究科に所属する大学院学生に限るものとする。
- 2 両研究科において、大学院修了に必要な研究指導の一部を相手大学大学院研究科で受けることが教育上有益な場合に限り、当該学生が当該研究指導を受けることを許可するものとする。
- 3 両研究科が受け入れた大学院学生の身分は「特別研究学生」とするものとする。
- 4 特別研究学生が研究指導を受ける期間は、1年以内とする。博士課程の学生については、やむを得ない事情があると認められる場合は、期間の延長を申請することができる。ただし、研究指導を受ける期間は通算して2年を超えることができない。
- 5 両研究科は、特別研究学生に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しないものとする。
- 6 両研究科は、特別研究学生が研究指導を受ける上で必要な施設・設備の利用については、便宜を供与するものとする。
- 7 両研究科において、特別研究学生として受入れが許可された大学院学生に対し、学生教育研究災害傷害保険等の加入を義務付けるものとする。
- 8 この覚書の有効期間は5年とし、期間の延長については改めて協議するものとする。
- 9 この覚書の定めるもののほか、必要な事項を定める場合は、両研究科の協議により処理するものとする。
- 10 この覚書は令和2年4月1日から効力を有するものとする。

令和2年5月31日

令和2年5月26日

北里大学大学院
医療系研究科長

岩淵 和也



東京大学大学院
理学系研究科長

星野 真弘

